

「近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集 構造・建築設備関係」を
公表しました。

近畿建築行政会議^{*}においては、建築基準法の統一的な運用が可能なものはできる限り統一すべきとの認識から、近畿圏内の各特定行政庁の内規等をもとに、統一化が可能なものを抽出し、度重なる意見照会や検討を経て、平成26年5月に「近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集」(初版)を発刊し運用を開始しました。

この度、初版に掲載のなかった「構造分野」「建築設備分野」についても、それぞれの部会において検討を重ねてきた結果、このたび「近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集 構造・建築設備関係」が完成しました。(共通取扱い項目については裏面をご覧ください。)

「近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集 構造・建築設備関係」は、近畿建築行政会議のホームページからダウンロードできます。(「近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集 構造・建築設備関係」として販売する予定はありません。)

※ 近畿建築行政会議は、近畿圏(2府4県)内において、建築基準法に基づく特定行政庁と指定確認検査機関を会員として設立された行政会議です。

近畿建築行政会議のホームページ：<http://kinki-cba.jp/>

「近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集 構造・建築設備関係」の
運用開始日について(決定)

「近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集 構造・建築設備関係」について、

平成28年11月1日(火)

より近畿圏内において統一運用を開始します。